

別表第1（第3条、第12条、第17条関係）

（令元規則21・令5規則4・一部改正）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003 ミリグラム以下	日本産業規格K0102の55・2、5 5・3又は55・4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102の38に定める 方法（日本産業規格K0102の38・ 1・1及び38の備考11に定める方法 を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準 について（昭和46年環境庁告示第59 号。以下「昭和46年環境庁告示第59 号」という。）付表1に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環 境大臣が定める排水基準に係る検定方法 （昭和49年環境庁告示第64号。以下 「昭和49年環境庁告示第64号」とい う。）付表1に掲げる方法又は日本産業 規格K0102の31・1に定める方法の うちガスクロマトグラフ法以外のもの （メチルジメトンにあつては、昭和49 年環境庁告示第64号付表2に掲げる方 法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミ リグラム以下	日本産業規格K0102の54に定める 方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.02ミ リグラム以下	日本産業規格K0102の65・2（日本 産業規格K0102の65・2・2及び6 5・2・7を除く。）に定める方法
砒 ^ひ 素	検液1リットルにつき0.01ミ リグラム以下（埋立て等を行う場 所の土地利用目的が農用地（田に 限る。銅の項及び別表第3備考第 2号において同じ。）である場合	検液中濃度に係るものにあつては日本産 業規格K0102の61に定める方法、農 用地に係るものにあつては農用地土壌汚 染対策地域の指定要件に係る砒 ^ひ 素の量の 検定の方法を定める省令（昭和50年総

	にあつては、検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満)	理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月環境庁告示第10号。以下「平成9年3月環境庁告示第10号」という。)付表に掲げる方法
1・2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
1・1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1・2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・

		3・1に定める方法
1・1・1ートリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・1・2ートリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・3ージクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の67・2、67・3又は67・4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	日本産業規格K0102の34・1（日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34・4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリ

		ットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は日本産業規格K0102の34・1・1c)(注(2)第3文及び日本産業規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0102の47・1、47・3又は47・4に定める方法
1・4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考 この表の項目の欄中「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

別表第2（第8条関係）

小規模特定事業の施行に関する計画で定める技術上の基準

- (1) 土砂等埋立等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられること。
- (2) 著しく傾斜をしている土地において、施工する前の地盤と埋立て等をされる土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられること。
- (3) 土砂等による埋立て等の高さ及び法面の勾配は、次の表のとおりとする。土砂等による埋立て等の高さが15メートルを超える場合については、申請者は専門的な知識を有する者による安定計算を行い、当該安定計算を記載した書面の提出により、安全の確保を明確にしていること。

土砂等による埋立て等の高さ	法面の勾配
15メートル超	安定計算を行い、安全が確保される勾配
15メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上の勾配
5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配

- (4) 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- (5) 土砂等による埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土砂による埋立て等の高さ5メートルごとに幅1メートル以上の段を設けること。
- (6) 土砂等による埋立て等の完了等の後に地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。
- (7) 土砂等による埋立て等の完了後の法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食から保護する措置が講じられること。
- (8) 湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合にあっては、有孔管等による排水施設を設け、雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合にあっては、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。

別表第3（第18条関係）

（令元規則21・令5規則4・一部改正）

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格K0102の55・2、55・3又は55・4に定める方法
全シアン	日本産業規格K0102の38・1・2（日本産業規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38・2に定める方法、日本産業規格K0102の38・1・2及び38・3に定める方法、日本産業規格K0102の38・1・2及び38・5に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102の31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	日本産業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	日本産業規格K0102の65・2（日本産業規格K0102の65・2・7を除く。）に定める方法
砒 ^ひ 素	日本産業規格K0102の61・2、61・3又は61・4に定める方法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
PCB	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	日本産業規格K0102の52・2、52・3、52・4又は52・5に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・2—ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
1・1—ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1・2—ジクロロエチレン	シス体にあつては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5・1、

	5・2又は5・3・1に定める方法
1・1・1―トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・1・2―トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・3―ジクロロプロペン	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	日本産業規格K0102の67・2、67・3又は67・4に定める方法
ふっ素	日本産業規格K0102の34・1（日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34・4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170―6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は日本産業規格K0102の34・1・1c）（注(2)第3文及び日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	日本産業規格K0102の47・1、47・3に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
1・4―ジオキ	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

サン	
水素イオン濃度	日本産業規格K0102の12・1に定める方法又は昭和49年環境庁告示第64号に定める方法

備考

- 1 この表の項目の欄中「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 2 この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。